



第6回

JAPANコンストラクション国際賞

募集要項

令和4年9月（令和4年11月1日改訂）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

1. JAPANコンストラクション国際賞について

アジアをはじめ世界には膨大なインフラ需要があり、我が国企業は、世界各国において様々なインフラの設計、建設工事、不動産開発等に携わり、我が国と異なるビジネス環境の中で、我が国の優れた設計・施工ノウハウや技術力を存分に発揮してきました。この結果、我が国企業は海外において揺るぎない信頼を勝ち取り、人材育成や技術移転等において国際的に貢献しつつ、「質の高いインフラ」を提供するに至っています。

こうした中で、国土交通省においては平成29年に「JAPANコンストラクション国際賞（国土交通大臣表彰）」を創設し、我が国企業が携わり「質の高いインフラ」として整備された海外建設プロジェクト及び先導的に海外において活躍する中堅・中小建設関連企業を表彰することにより、「質の高いインフラ」の更なる普及啓発を図り、我が国企業の海外におけるプレゼンスを高めるとともに、我が国企業のさらなる海外進出を応援しています。

同時に、海外において高い評価を得ている建設プロジェクトや海外で活躍する我が国企業を日本国内にも分かりやすく伝えることによって、若年世代が将来海外建設産業に携わることへの興味・関心を高めることも期待します。

また、昨年度実施をした研究開発事業や人材育成事業等、個別の建設プロジェクトにとどまらない活動を表彰した特別賞については、今年度より正式に「先駆的事業活動部門」として、「建設プロジェクト部門」及び「中堅・中小建設企業部門」同様の一部門として募集を行ってまいります。

2. 募集内容

(1) 募集対象

建設プロジェクト部門

海外において我が国企業又はその海外子会社（孫会社等も含む。以下同じ。）が、以下のいずれかの形で参加し、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに完工した建設プロジェクトを対象とします。

○設計者 ○施工者 ○施主（不動産開発の場合）

○施工管理者（PM／CMの場合） ○PPP等の出資者

○管理・運営者 ○「質の高いインフラ」に資する技術の提供者（産学連携案件等）

※他社とのJVで携わったプロジェクトも含まれます。但し、我が国の技術やノウハウが十分に生かされたプロジェクトといたします。

※マスタープラン作成のみの場合及び単なる物品の納入の場合は対象外です。

※過去のJAPANコンストラクション国際賞を受賞したプロジェクトは対象外です。

※未受賞プロジェクトの再応募は可能です。

中堅・中小建設企業部門

海外において建設、設計、測量、建設資機材の供給等の事業活動を行っている我が国中堅・中小建設関連企業を対象とします。

※過去の J A P A N コンストラクション国際賞を受賞した企業が同一内容で申し込む場合は対象外です。

※未受賞企業の同一内容での再応募は可能です。

先駆的事業活動部門

我が国企業や大学等の学術機関等による、海外での「質の高いインフラ」へ現在貢献している、又は将来の貢献が期待される、研究開発事業や人材育成事業等、個別の建設プロジェクトにとどまらない戦略性を持った活動を、先駆的事業活動の対象とします。

尚、応募時点で継続中の活動又は平成 2 9 年 4 月 1 日以降に完結した活動で、令和 4 年 3 月 3 1 日時点で 2 年以上の継続実績があるものが対象です。

※未受賞活動の同一内容での再応募は可能です。

※他社との J V で携わった活動も含みます。但し、我が国の技術やノウハウが十分に生かされた活動といたします。

(2) 応募資格

建設プロジェクト部門

○応募者は、(1) 記載の建設プロジェクトに携わった本邦法人又はその海外子会社、及び大学等の学術機関とします。

中堅・中小建設企業部門

○応募者は、資本金 1 0 億円以下、又は、従業員数 3 0 0 人以下の本邦法人（資本金 1 0 億円超または従業員数 3 0 0 人超の法人の子会社を除く）又はその海外子会社とし、元請け企業である必要はありません。

但し、応募者に子会社（※）がある場合、その子会社も含めた従業員数とする。

※子会社の定義（会社法第 2 条第 3 号定義を参照）：会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう

○本邦法人が、その海外子会社の事業活動や受注実績、J V による事業活動や受注実績について応募することも可能です。

先駆的事業活動部門

○応募者は、(1) 記載の先駆的事業活動に携わった本邦法人又はその海外子会社、及び大学等の学術機関とします。

○上記応募者に相当する当事者の了承を得た上で第三者が推薦人として応募を行うことも可能です。この場合、応募内容についての照会等を国土交通省から当事

者に直接行う場合がございますので、その点も合わせて了承を得て下さい。

3. 応募方法・締切

(1) 応募方法

応募申込書及び参考資料を、下記事務局まで電子メールでご提出下さい。

【提出先】：J A P A Nコンストラクション国際賞事務局

株式会社ライダース・パブリシティ

担当：小倉、吉井

〒102 - 0094 東京都千代田区紀尾井町1 - 9

電 話：03-5275-3135 E-mail：construction@riders.co.jp

【応募書類】：国土交通省ホームページ内の下記本賞特設ページからダウンロード
できます。

《URL》 <https://www.mlit.go.jp/JCIA/>

(2) 応募締切

【応募締切】：令和5年1月10日（火）18時締切

(3) 留意事項

応募に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

- ① 応募申込書の書きぶりについては、定量的に質の高さが分かるデータがある場合は、同データをご記入ください。（例：ライフサイクルコストで見れば、〇〇に比べて〇〇%（もしくは〇〇円）低い。）
- ② 建設プロジェクト部門において、応募プロジェクトの自社担当以外の部分（例：応募者が設計を担当した場合の施工部分）については、当該部分を担当した関連企業等から了解を得た上で、応募資料に情報を記載することが可能です。
- ③ 建設プロジェクト部門の表彰対象は個人や団体ではなく、プロジェクト自体を表彰するものですので、発注者、コンサルタント、事業関係者等で意見をまとめ、共同で応募いただくことも可能です。複数の日本企業・団体が携わった場合、共同での応募を奨励します。共同で応募される場合は、代表者（連絡窓口）を明記して下さい。
- ④ 応募申込書は、必要事項を簡潔に記載し、できる限り全ての項目について記載して下さい。不明な点は、「7.」に記載の問い合わせ先までお問い合わせ下さい。
- ⑤ プロジェクトの内容や企業の概要、アピールポイントが分かる参考資料（写真、パンフレット、仕様書、報道記事のコピー等）がありましたら、併せて電子メールでご提出下さい。
- ⑥ 参考資料または関係企業等からの同意について、応募締切日までに準備が整わない場合には、その旨事務局までご相談下さい。
- ⑦ 応募いただいた書類の内容は、国土交通省におけるインフラシステム海外展開に関する事業等のために利用する場合がございます。参考資料において対外公

表不可の情報がある場合はその旨明記の上応募ください。

- ⑧ 必要に応じて、事務局より応募内容の確認等のご連絡をさせていただく場合があります。
- ⑨ 受賞者に選出された場合は、表彰式（令和 5 年 6 月開催予定）にご出席いただき、プレゼンテーションを行っていただきます。
- ⑩ 申請者が建設業法に基づく営業の停止及び許可の取消し又は「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和 2 年 12 月 25 日 国会公契第 22 号）」に基づく指名停止措置を受け、その期間が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までにかかる場合等、社会通念上不適切と思われる場合については表彰の対象外とします。

加えて、以下の場合については表彰の対象外とすることがあります。

- ・建設プロジェクト部門：応募プロジェクトにおいて、死亡事故がある場合等
- ・中堅・中小建設企業部門：申請者の過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の海外事業における死亡事故がある場合等
- ・先駆的事業活動部門：申請者の過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の事業において、死亡事故がある場合等

4. 選考方法と審査基準

（1）選考方法

一般公募により集まった建設プロジェクト及び中堅・中小建設関連企業並びに先駆的事業活動について、学識経験者・有識者等で構成する「海外インフラ展開に関する表彰についての検討・審査委員会」（委員長：森地茂政策研究大学院大学客員教授）における審査により選定します。建設プロジェクト部門においては、受賞プロジェクトの中で最も優れているプロジェクト 1 件を選定し、最優秀賞として表彰いたします。なお、全ての部門について、優れた応募がない場合、該当なしとする場合があります。

（2）審査基準

審査においては、各部門について、以下の点を中心に総合的に評価します。

※詳細については、応募申込書をご確認下さい。

※記載内容の裏付けとなる客観的資料の有無や内容についても、評価の際に考慮させていただきます。

建設プロジェクト部門

- ①質の高いインフラ投資に関する G 20 原則の原則 1～5 に沿った「質の高いインフラ」を実現したか
- ②我が国企業の優れた技術・ノウハウ等の強みを活用し、海外におけるプレゼンス向上に寄与したか
 - (i) 現地社会からの評価

- (ii)日本の技術・ノウハウや人材育成等の強みの活用
- ③若年世代の興味・関心を高めるとともに、国際人材の育成に寄与したか
 - (i)若手人材への訴求力
 - (ii)国際人材の育成
- ④戦略性をもって取り組んだか
 - ・戦略性のある受注や事業の実施
- ⑤日本企業のプロジェクトの受注や事業の実施が進んでいない地域におけるものであるか
 - ・プロジェクト実施国・地域が北東アジア、東南アジア、北米（米国・カナダ）以外の場合やこれまでに受賞プロジェクトの存在しない国・地域の場合は加点要素として評価。
 - ・上記に加えて、選考にあたっては建設プロジェクトと開発プロジェクト等、表彰プロジェクトの多様性も考慮します。

中堅・中小建設企業部門

- ①積極的かつ持続可能な海外展開をしているか
 - (i)受注（事業）実績（進出国、期間等）
- ※ライセンス供与等を含む
- ※海外子会社の事業活動や受注実績、JV による事業活動や受注実績について応募することも可能です。海外子会社の事業活動や受注実績、JV による事業活動や受注実績について応募することも可能です。
- (ii)リスク管理体制
- ②パイオニア性（他社の参考となる事業展開ができているか）
 - ・先導性、独創性、戦略性、将来性、地域性等
- ③質の高いインフラ投資に関するG 2 0原則の原則1～5に沿った「質の高いインフラ」を実現したか

先駆的事業活動部門

- ①パイオニア性（我が国インフラ関連産業の国際競争力強化につながる事業展開ができているか。）
 - ・先導性、独創性、戦略性、将来性等
- ②我が国の優れた技術・ノウハウ等の強みを活用し、海外における日本のプレゼンス向上に貢献したか。
 - (i)現地社会からの評価
 - (ii)日本の技術・ノウハウや人材育成等の強みの活用
- ③質の高いインフラ投資に関するG 2 0原則の原則1～5に沿った「質の高いインフラ」の実現に貢献するか

※研究開発、人材育成等においては、当該事業活動の成果が現に「質の高いインフラ」に係るプロジェクトに活かされ完工している必要は必ずしもないが、客観的観点で「質の高いインフラ」への貢献が明らかに期待されるかを評価するものとする。また、先駆的事業活動については、原則1～5全てについて必ずしも寄与しているものである必要はないが、少なくとも2項目については貢献するものを対象とする。

(参考) 質の高いインフラ投資に関するG20原則(抜粋)

原則1：持続可能な成長や開発の達成のための、インフラによる正のインパクトの最大化(経済活動の好循環の実現(雇用面、技術移転、投資・貿易・経済発展の促進)・持続可能な開発や連結性の促進)

原則2：ライフサイクルコストを考慮した経済性向上

原則3：インフラ投資への環境配慮の統合

原則4：自然災害及び、その他のリスクに対する強靱性の構築

原則5：インフラ投資への社会配慮の統合

※質の高いインフラ投資に関するG20原則(仮訳)

https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/annex2.pdf

5. スケジュール

表彰式までのスケジュールは以下の通りです。審査の結果については、応募者へ通知致します。

※下記スケジュールは予定であり、変更となる可能性があります。

令和 4年	9月 1日(木)	募集開始
令和 5年	1月10日(火)	募集締切
	3月	検討・審査委員会による審査
	6月	表彰式開催(受賞対象の発表)

6. 表彰式

受賞案件については、表彰式において参加者に対するプレゼンテーションを行って頂きます。

表彰式では、受賞案件について紹介するパンフレットを配付する予定です。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課(担当：眞鍋、井口)

電話：03-5253-8280(直通)

E-mail：hqt-kokusai01@gxb.mlit.go.jp